

# 千葉県報

定例  
平成21年2月6日

## 主要目次

除	土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定の解除	一
〇	特定計量器の定期検査の実施	一
〇	土地改良事業計画の変更認可	二
〇	保安林の指定(二件)	三
〇	都市計画道路の変更	三
〇	土地収用法に基づく事業の認定	三
〇	土地区画整理組合の事業計画の変更認可	四
〇	都市計画公園事業の事業計画の変更認可	四
〇	選挙管理委員会告示	五
〇	公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示	七
〇	海区漁業調整委員会告示	八
〇	漁業法に基づく公聴会の開催	八
〇	千葉県環境影響評価条例第三十三条第二項において準用する同条例第三十条第三項第二号に該当する対象事業の変更の届出	八
〇	貸金業法に基づく処分	八
〇	特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(二件)	九
〇	特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請	九
〇	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出(二件)	〇
〇	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	〇
〇	大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要(四件)	〇
〇	土地改良区役員の退任	一
〇	都市計画道路の関係図書の縦覧(二件)	一
〇	基本測量の終了	二
〇	宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告	二
〇	人事委員会公告	二
〇	平成二十年度千葉県警察官採用試験(県内特別募集)の実施	二

## 告示

**千葉県告示第百六号**  
 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第四項の規定により、平成十七年千葉県告示第四百三十一号で指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について指定を解除する。  
 平成二十一年二月六日  
 千葉県知事 堂本 暁子

**千葉県告示第百七号**  
 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
 平成二十一年二月六日  
 千葉県知事 堂本 暁子

一 計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。)

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
木更津市	平成二十一年五月十一日	木更津市真里谷一〇番地 木更津市立富来田公民館	午前十時三十分から正午まで
〃	〃	木更津市矢那八九九番地一 木更津市立鎌足公民館	午後一時三十分から午後三時十分
〃	平成二十一年五月十二日	木更津市江川九三四番地一 木更津市立岩根西公民館	午前十時三十分から午後三時十分
〃	平成二十一年五月十三日	木更津市清見台南五丁目一番地二九号 木更津市立清見台コミュニティセンター附属体育館	〃
〃	平成二十一年五月十四日	木更津市中央一丁目一五番四号 木更津市立中央公民館	〃
〃	平成二十一年五月十五日	木更津市潮見一丁目一番地 木更津市役所	〃
〃	平成二十一年五月十八日	〃	〃
鴨川市	平成二十一年四月十日	鴨川市小湊一八二番地二 天	午前十時三十分

夷隅郡大多喜町	平成二十一年六月五日	洋センター	津小湊漁業協同組合小湊漁村センター	ら正午まで
	平成二十一年六月四日	夷隅郡大多喜町大多喜四八六番地一二 大多喜町B&G海	鴨川市天津一、一〇四番地 鴨川市役所天津小湊支所	午後一時三十分から午後三時まで
いすみ市	平成二十一年五月二十八日	〃	鴨川市横渚八〇八番地三三三	午前十時三十分から午後三時まで
	平成二十一年五月二十七日	〃	鴨川市市民会館	〃
	平成二十一年五月二十七日	〃	鴨川市太海二、〇三〇番地二	〃
	平成二十一年五月二十七日	〃	鴨川市太海公民館	〃
	平成二十一年五月二十七日	〃	鴨川市横渚八〇八番地三三三	〃
	平成二十一年五月二十七日	〃	鴨川市市民会館	〃
	平成二十一年五月二十七日	〃	鴨川市松尾寺四五四番地二	〃
	平成二十一年五月二十四日	〃	鴨川市吉尾公民館	〃
	平成二十一年五月十七日	〃	鴨川市横渚一、四五〇番地 鴨川市役所	〃
	平成二十一年五月十一日	〃	いすみ市岬町椎木一、三〇〇番地一 いすみ市商工会岬支所	〃
	平成二十一年五月十二日	〃	いすみ市岬町長者二二番地	〃
	平成二十一年五月十五日	〃	いすみ市国府台一、五二四番地一 いすみ市夷隅地域市民局夷隅庁舎	〃
	平成二十一年五月十六日	〃	いすみ市大原六、七六三番地	〃
	平成二十一年五月十七日	〃	いすみ市農村環境改善センター	〃

夷隅郡御宿町	平成二十一年六月八日	夷隅郡御宿町久保二、二〇〇番地 御宿町公民館	夷隅郡大多喜町三条四四〇番地一 大多喜町農村コミュニティセンター	〃
日	平成二十一年六月二日	〃	〃	〃

備考

一 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。

二 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。

三 計量法施行令第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査(特定計量器検定検査規則第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。)

検査区域	検査区域	検査期間	検査場所
木更津市、野田市、佐倉市、東金市、習志野市、勝浦市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、南房総市、匝瑳市及びいすみ市並びに香取郡神崎町、多古町及び東庄町、夷隅郡大多喜町及び御宿町並びに安房郡鋸南町		平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	特定計量器の所在の場所

三 計量法施行令第十条第二号に規定する特定計量器の定期検査(特定計量器検定検査規則第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。)

検査区域	検査区域	検査期間	検査場所
千葉市、市川市、船橋市、松戸市及び柏市を除く県の区域		平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	特定計量器の所在の場所

千葉県告示第百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、小糸川沿岸土地改良区の清和南部地区における土地改良事業(区画整理)計画の変更を平成二十一年一月三十日付けで認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。)、処分取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂本 暁子

一 保安林の所在場所

旭市鐺木字高根二八三番二、字丈山三〇五番二、長生郡長南町坂本字東蒲谷三一〇二番二

二

指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課並びに旭市役所及び長生郡長南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂本 暁子

一 保安林の所在場所

君津市長谷川字梶畑七六四番一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課並びに旭市役所及び長生郡長南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び君津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、横芝都市計画道路を次のとおり変更した。

平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂本 暁子

一 都市計画の種類及び名称

横芝都市計画道路三・四・五号横芝駅前線

二 都市計画を定める土地の区域

山武郡横芝光町横芝字野々合及び栗山字伊古田の各一部の区域

千葉県告示第百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂本 暁子

一 起業者の名称

成田市

二 事業の種類

ニュータウンスポーツ広場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 成田市船形字明代、台方字上宮代及び字宮代並びに下方字宮代地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

ニュータウンスポーツ広場整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第三条第三十二号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」及び土地収用法第三条第三十五号に掲げる「前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上

常駐を必要とする職員の詰所又は宿舍その他の施設」に関する事業に該当するため、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である成田市は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定により公の施設を設ける権能を有する主体であり、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業は、成田市船形字明代、台方字上宮代及び字宮代並びに下方字宮代地内のおおむね三万八千三百十平方メートルの土地に、スポーツ広場を建設し、併せて調整池の整備を行うものである。

(二) 本件事業の施行により得られる利益については、スポーツ及びレクリエーション活動を通じた青少年の健全育成、市民の健康増進及び健康で文化的な居住環境の向上に相当の寄与が見込まれる。

(三) 本件事業の施行により失われる利益については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）に基づく環境影響評価の対象の事業になっていないこと、周辺の土地利用への影響及び周辺住民への影響は小さいこと等から、軽微なものと考えられる。

(四) 本件事業の起業地は、①道路事情、公共交通機関等の交通の便が良いこと、②必要面積が確保できる整形地であること、③周辺地域の環境が保たれ、あるいは向上すること、④造成が容易な平坦地であること、⑤支障物件が少ないこと等を条件として選定されており、適切なものであることが認められる。

(五) (二)で述べた得られる利益と(三)で述べた失われる利益を、(四)で述べた事項を踏まえて比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、平成十七年三月に策定された「新市建設計画」において推進を図るべき事業として位置付けられており、早期に整備すべき事業と認められ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までで述べたように、本件事業は土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。以上により、成田市から申請のあった本件事業について、土地収用法第二十条の規

定により事業の認定をするものである。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所 成田市教育委員会生涯学習部生涯スポーツ課

千葉県告示第百十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、野田市東新田土地区画整理組合の事業計画（事業施行期間及び資金計画）の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂本 暁子

一 組合の名称

野田市東新田土地区画整理組合

二 事務所の所在地

野田市鶴奉七番地の一

三 設立認可の年月日

平成元年一月二十四日

四 変更の内容

変更前 平成元年一月二十四日から平成二十一年三月三十一日まで

変更後 平成元年一月二十四日から平成二十二年三月三十一日まで

五 変更認可の年月日

平成二十一年二月六日

千葉県告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、柏都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂本 暁子

一 施行者の名称

柏市

二 都市計画事業の種類及び名称

柏都市計画公園事業四・四・二号柏リフレッシュ公園

三 事業施行期間

平成十三年五月二十九日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

### 選挙管理委員会告示

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成二十一年二月六日

千葉県選挙管理委員会委員長 土田 吉彦

#### 千葉県選挙管理委員会告示第二号

#### 公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

公職選挙法令施行規程（昭和四十年千葉県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

第一百七条の六第一項中「次項」を「第三項」に改め、「」を「」の下に「、使用又は作成の実績に基づき作成し」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第十三条第一項第四号に規定する四けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの（以下「給油伝票」という。）の写しを添付しなければならない。

第一百七条の七第一項中「燃料供給業者」を「当該使用証明書等のほかに、燃料供給業者にあつては第一百七条の四第二項の確認書及び給油伝票の写し」に、「、当該使用証明書等のほかに第一百七条の四第二項」を「同項」に改める。

別表第一中船橋整形外科病院の項の次に次のように加える。  
船橋市立リハビリテーション病院 船橋市夏見台四丁目二六番一号

別表第一東京病院松飛台の項中病院名の欄を次のように改める。

医療法人社団誠馨会東京病院松飛台

別表第一中医療法人社団優仁会鈴木神経科病院の項の次に次のように加える。

医療法人社団澄心会茂原神経科病院 茂原市町保三四番地

別表第一柏厚生総合病院の項中所在地の欄を次のように改める。

柏市篠籠田六一七番地

別表第一一流山総合病院の項中病院名の欄を次のように改める。

千葉愛友会記念病院

別表第一老人保健施設シルバークヴィラ大森の項中病院名の欄を次のように改める。

介護老人保健施設ヴィラ大森

別表第一社会福祉法人九十九里ホーム病院の項中病院名の欄を次のように改める。

社会福祉法人九十九里ホーム九十九里

ホーム病院

別表第一藤田病院の項中病院名の欄を次のように改める。

医療法人社団松伯会藤田病院

別表第二中淑徳共生苑の項の次に次のように加える。

ケアハウス赤かぶ園 千葉市中央区赤井町三三番地一

別表第二中レストヴィラ成田の項の次に次のように加える。

ニチイのきらめき成田 成田市土屋一、三二四番地四

別表第二やわた苑ボンノールガーデンの項中老人ホーム名の欄を次のように改める。

有料老人ホームボンノールガーデン

別表第二特別養護老人ホーム松丘園の項中老人ホーム名の欄を次のように改める。

社会福祉法人九十九里ホーム特別養護老人ホーム松丘園

別表第二特別養護老人ホーム太陽の家の項中老人ホーム名の欄を次のように改める。

社会福祉法人滋生福祉会特別養護老人ホーム太陽の家

別表第三身体障害者療護施設聖マーガレットホームの項中身体障害者支援施設名の欄を次のように改める。

社会福祉法人九十九里ホーム障害者支援施設聖マーガレットホーム

別記第六十九号様式の二（その一）中

に、

契約内容	借入れ期間等	契約金額	備考

年 月 日			
年 月 日			

燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		0	円	
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

「『証明書は』の並び「、使用の実績に基づいて」並び「作成し』の並び「、給油伝票の写しを添えて」並び「

「2 燃料供給業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。」

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。

4 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

「2 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

4 燃料供給業者が県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。

6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

「並び「使用する」並び「使用した」並び「」並び「証明書は』の並び「、使用の実績に基づいて」並び「

「並び「証明書の並び「、作成の実績に基づいて」並び「

「2 の『契約内容』欄の『借入れ期間等』には、「自動車の借入れ」にあつては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料供給量を記入してください。

「2 の『契約内容』欄の『借入れ期間等』には、「自動車の借入れ」にあつては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2 の『契約内容』欄の『契約金額』には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

「並び「

「並び「十七号並びの三（の八一）中

「3 確認申請金額 円」並び「

「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 円」並び「

4 確認申請金額 円

「3 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

「3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

「並び「

「並び「十七号並びの四（の八一）中「3 確認金額 円」並び「

「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 円」並び「

4 確認金額 円

「並び「

「並び「なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。」並び「

「並び「十九号並びの五（の八一）中「使用する」並び「使用した」並び「証明書は』の並び「、使用の実績に基づいて」並び「

「並び「

燃料供給年月日	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日	0	円	
年 月 日			
年 月 日			

並び「

別記第六十九号様式の七中

振込希望金融機関

銀行

支店

普通  
当座 No. \_\_\_\_\_

を

振込希望金融機関

銀行

支店

普通  
当座 No. \_\_\_\_\_

に改

(金融機関コード 支店コード \_\_\_\_\_ )

「自動車燃料代確認書」の並びに、「④給油伝票の写し」を加え、

「3 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。」

「3 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。」

4 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。」

め、回線外(出張)の請求

販売年月日	販売金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
年 月 日	円 × 0 = 円			
年 月 日	円 × 0 = 円			
年 月 日	円 × 0 = 円			
計				

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
年 月 日		円 × 0 = 円			
年 月 日		円 × 0 = 円			
年 月 日		円 × 0 = 円			
計					

「2 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

「2 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の登録番号を記載してください。

4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示

千 葉 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示 第 一 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定により、漁業権に係る公聴会を次のとおり開催する。

なお、漁業権の漁場計画（案）については、その関係書類を千葉海区漁業調整委員会事務局に備え置いて閲覧に供する。

平成二十一年二月六日

千葉海区漁業調整委員会会長 小 滝 季 儀

- 開催日時 平成二十一年三月十九日（木） 午後一時三十分
- 開催場所 千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号 千葉県教育会館六階六〇八会議室
- 案件 市川市の全部又は一部、船橋市の全部及び木更津市の一部を地元地区とする区画漁業権並びに市川市の全部、船橋市の全部及び木更津市の一部を関係地区とする共同漁業権の漁場計画（案）について
- 免許予定日 区画漁業権については平成二十一年八月二十日、共同漁業権については平成二十一年九月一日
- 申請期間 平成二十一年六月一日から七月三日まで
- 公述者に関する事項
  - 公述者の範囲
 

漁業権者、漁業権漁業の経営者、漁業協同組合の関係者その他利害関係のある者（団体又は機関にあつては、一団体又は一機関につき二人以内とする。）
  - 公述時間
 

一人五分以内とする。
  - 文書の提出
 

公述を希望する者は、平成二十一年三月十二日までに住所、氏名、年齢、職業、所

属団体及び発言内容の要旨を記載した書面一部を千葉海区漁業調整委員会事務局（千葉市中央区市場町一番一号）に提出しなければならない。

公 告

千葉県環境影響評価条例第三十三条第二項において準用する同条例第三十条第三項第二号に該当する対象事業の変更の届出

千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号。以下「条例」という。）第三十三条第一項の規定により、次のとおり同条例第二項において準用する条例第三十条第三項第二号に該当する対象事業の変更の届出があった。

平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂 本 暁 子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
独立行政法人都市再生機構 理事長 小川忠男 神奈川県横浜市中区本町六丁目五〇番地一

二 対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）酒々井南部土地区画整理事業 土地区画整理事業（主として住宅、工場又は研究施設の設置の用に供する目的で実施される事業） 施行区域の面積七一・七ヘクタール

三 条例第三十三条第二項において準用する条例第三十条第三項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当該変更後の事業が対象事業に該当しないこととなり、条例第三十三条第二項において準用する条例第三十条第三項第二号に該当する。

貸金業法に基づく処分

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の四第一項の規定により、次のとおり処分した。

平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂 本 暁 子

貸金業法第二十四条の六の四第一項第二号及び第十二号該当

商号又は名称 有限会社茜商事

代表者氏名 小島 義行

主たる営業所等の所在地 木更津市万石四一〇番地三

登録番号 千葉県知事（N五）第〇二七八五号

登録年月日 平成二十一年一月十七日

行政処分の年月日 平成二十一年一月二十九日

行政処分の内容 平成二十一年二月六日から平成二十二年二月五日までの一年間の業務

の全部（任意の弁済の受領に関する業務及び債権の保全に関する業務を除く。）の停止

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。

平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂 本 暁 子

一 申請のあった年月日 平成二十年十二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人ウエルネスライフパートナーズ

2 代表者の氏名 岡田智恵

3 主たる事務所の所在地 千葉市緑区おゆみ野中央五丁目一二番地一三

三 定款に記載された目的 この法人は、対象年齢を問わず、在宅や施設等で生活し健康問題・疾病や障害を抱える者に対して、その人の持つ能力を最大限に発揮できる様にリハビリテーション看護を提供し、また、健康を保持増進するための健康教育・疾病予防や介護予防活動を提供することで、地域・個人のウエルネスライフの向上と社会における保健・医療・福祉・介護の発展に寄与し、なによりも、その人がその人らしく生きることを支援することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。

平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂 本 暁 子

一 申請のあった年月日 平成二十一年一月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人南風

2 代表者の氏名 竹内幸吉

3 主たる事務所の所在地 旭市野中四、二三〇番地二六

三 定款に記載された目的 この法人は、在宅で援助が必要な高齢者、障害者やその家族、その他の手助けを必要とする人に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを提供し、日本人、在日外国人の生活支援サポートを行い、すべての人が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂 本 暁 子

一 申請のあった年月日 平成二十年十二月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人福祉アシストワーク協会

2 代表者の氏名 小川敏雄

3 主たる事務所の所在地 山武郡大網白里町柿餅二六六番地の二

三 定款に記載された目的 この法人は、就業することが困難な在宅の障害者に対し通所の場を設けて指導訓練等を行い、その社会復帰および社会参加を促進し、自立を助長し、もって地域の社会福祉の増進を図ることを目的とする。

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、平成二十一年二月六日から六月六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十一年二月六日から六月六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂 本 暁 子

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビッグハウス茂原店

茂原市東茂原字大正一六番地三ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社タイヨー 代表取締役 森田剛

茨城県神栖市大野原二丁目三番三十一号

ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社タイヨー 代表取締役 森田剛ほか

茨城県神栖市大野原二丁目三番三十一号ほか

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年九月二十二日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、二二四平方メートル

5 駐車場の収容台数

二一六台

6 駐車場の収容台数

四〇台

7 荷さばき施設の面積

一五〇平方メートル

8 廃棄物等の保管施設の容量

五七立方メートル

9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前八時、閉店時刻は午後九時四十五分

10 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十時まで

11 駐車場の自動車の出入口の数

二か所

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

届出年月日

平成二十一年一月二十一日

縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、平成二十一年二月六日から六月六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十一年二月六日から六月六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂 本 暁 子

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒマラヤ東金店

<p>2 東金市押堀字広田六九七番二ほか 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 小森裕作 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 小森裕作 岐阜県岐阜市江添一丁目一番一号 ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 小森裕作 岐阜県岐阜市江添一丁目一番一号</p>	<p>小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、平成二十一年二月六日から六月六日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十一年二月六日から六月六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 平成二十一年二月六日 千葉県知事 堂本 暁子</p>
<p>3 大規模小売店舗の新設をする日 平成二十一年十月十日</p>	<p>一 届出の概要 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 キッコーマンプラザ流山 流山市流山九丁目五〇〇番三三 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 キッコーマン株式会社 代表取締役 染谷光男 野田市野田二五〇番地 3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社イトヨーカ堂 代表取締役 亀井淳ほか 東京都千代田区二番町八番地八ほか 4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社イトヨーカ堂 代表取締役 亀井淳ほか 東京都千代田区二番町八番地八ほか 5 変更年月日 平成二十年九月十二日</p>
<p>4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 二、八六七平方メートル</p>	<p>二 届出年月日 平成二十一年一月十九日</p>
<p>5 駐車場の収容台数 一五八台</p>	<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び流山市産業振興部商工課</p>
<p>6 駐輪場の収容台数 三〇台</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、次のとおり野田市から意見を聴取した。 なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び野田市民生経済部商工課において、平成二十一年二月六日から三月六日まで縦覧に供する。 平成二十一年二月六日 千葉県知事 堂本 暁子</p>
<p>7 荷さばき施設の面積 九七平方メートル</p>	<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ベイシア野田さくらの里店</p>
<p>8 廃棄物等の保管施設の容量 一五立方メートル</p>	<p>9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前十時、閉店時刻は午後九時三十分 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後十時まで 11 駐車場の自動車の出入口の数 三か所 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前九時から午後八時まで 二 届出年月日 平成二十一年一月十五日 三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び東金市建設経済部産業振興課</p>

野田市桜の里二丁目一番

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ベイシア 代表取締役 高山正雄

群馬県前橋市亀里町九〇〇番地

三 意見の概要

意見なし

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、次のと

おり習志野市から意見を聴取した。

なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び習志野市市民経済部商工振興課に  
おいて、平成二十一年二月六日から三月六日まで縦覧に供する。  
平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂 本 暁 子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ホームズ幕張新都心店

二 習志野市芝園一丁目一番二

大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目一、五五五番地

三 意見の概要

意見なし

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、次のと

おり柏市から意見を聴取した。

なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工課において、  
平成二十一年二月六日から三月六日まで縦覧に供する。  
平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂 本 暁 子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン柏沼南店

柏市風早一丁目六番地一ほか

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 水上忠彦ほか

東京都港区西新橋三丁目九番四号ほか

三 意見の概要

意見なし

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、次のと  
おり山武郡大網白里町から意見を聴取した。

なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び山武郡大網白里町産業振興課にお  
いて、平成二十一年二月六日から三月六日まで縦覧に供する。  
平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂 本 暁 子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

大網白里ショッピングセンター

二 山武郡大網白里町みやこ野一丁目一番地一

大規模小売店舗を設置する者の氏名等

イオン株式会社 代表取締役 岡田元也ほか

三 千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一ほか

意見の概要

意見なし

土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、夷隅郡  
大多喜町三又土地改良区から次のとおり役員退任の届出があった。  
平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂 本 暁 子

退任理事

夷隅郡大多喜町三又一、一五三番地

磯 野 三 郎

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十一年千葉県告示第百一十一号に係る横芝都市計画道路の関係図書は、都市計画法  
(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規  
定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。  
平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂 本 暁 子

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十一年二月六日山武郡横芝光町の変更に係る横芝都市計画道路の関係図書の送付

があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂本 暁子

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次の基本測量は平成二十一年一月七日に終了した旨通知があつた。

平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂本 暁子

- 一 作業種類 基本測量（高密度メッシュ標高データ作成作業）
- 二 作業期間 平成十九年九月三日から平成二十一年一月七日まで
- 三 作業地域 県内全域

宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。

平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂本 暁子

その一

商号 有限会社アポロホーム  
 事務所の所在地 船橋市海神一丁目三一番三二号  
 代表者の氏名 内藤 眞佐子  
 免許番号 千葉県知事（一）第一四七七五号  
 免許年月日 平成十六年八月十三日

その二

商号 住宅サービス株式会社  
 事務所の所在地 市川市行徳駅前二丁目一二番七号  
 代表者の氏名 柳原 和夫  
 免許番号 千葉県知事（七）第八三三〇号  
 免許年月日 平成十九年九月二十日

その三

商号 株式会社大三ハウジング  
 事務所の所在地 市川市大和田四丁目一番一号  
 代表者の氏名 藤岡 嘉一

免許番号 千葉県知事（一）第一四九六七号  
 免許年月日 平成十七年六月十六日

その四

商号 匠創住販株式会社  
 事務所の所在地 千葉市中央区本町二丁目九番一〇号  
 代表者の氏名 大川内 聡  
 免許番号 千葉県知事（一）第一四九八四号  
 免許年月日 平成十七年七月十九日

その五

商号 株式会社東証ハウジング  
 事務所の所在地 松戸市岩瀬一番地の一  
 代表者の氏名 鷺津 勝利  
 免許番号 千葉県知事（三）第一二九九五号  
 免許年月日 平成十六年二月二十九日

人事委員会公告

平成二十年度千葉県警察官採用試験（県内特別募集）の実施  
 職員の採用試験に関する規則（昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号）第六条の規定により、平成二十年度千葉県警察官採用試験を次のとおり実施する。

平成二十一年二月六日

千葉県人事委員会委員長 浜名 儀一

一 試験職種及び採用予定人員

試験職種	採用予定人員
警察官A（男性）	三五名程度
警察官B（男性）	一五名程度

二 職務の内容

警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第二条第一項に規定する任務に従事する警察官としての職務

三 給与

この試験に合格し、大学又は高等学校を卒業した後直ちに採用された者には、職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）等の規定により、原則として次の給料及び諸手当が支給される予定である。また、勤務に必要な被服が貸与される。

試験職種	適用給料表	職務の級	号給
警察官A（男性）	公安職給料表	一級	二九号給
警察官B（男性）	〃	〃	一三号給

備考 警察官 A (男性) については大学卒業、警察官 B (男性) については高等学校卒業の場合を示してある。

試験職種	警察官 A (男性)	警察官 B (男性)
学歴	一 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) に規定する大学を卒業した者又は平成二十一年三月末日までに卒業見込みの者 二 千葉県人事委員会が一に該当する者と同等の資格があると認める者	警察官 A (男性) の学歴に該当しない者
年齢・性別	昭和五十年四月二日以後に生まれた男性で、平成二十一年七月の採用に应じられる者	昭和五十三年四月二日から平成三年四月一日までに生まれた男性で、平成二十一年七月の採用に应じられる者

五 試験の方法

試験は第一次試験及び第二次試験に分けて実施するものとし、それぞれの試験の方法は次のとおりとする。ただし、第二次試験は、第一次試験の合格者でなければ受験することができない。

1 第一次試験

試験の方法	警察官として必要な一般的な知識及び知能につき、警察官 A (男性) については大学卒業の程度で、警察官 B (男性) については高等学校卒業の程度で、それぞれ択一式による筆記試験を行う。
内 容	職務遂行上必要な体力について、腕立て伏せ、反復横跳び及び垂直跳びの検査を行う。 なお、その基準は、別表のとおりとする。
資格技能審査	語学 (英語・中国語・韓国語)、情報処理、財務及び柔剣道について、一定以上の資格又は技能の有無の審査を行う。 なお、一定以上の資格又は技能を有する受験者に対しては、加点をを行う。
論文 (作文) 試験	警察官 A (男性) については、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力について記述

式による筆記試験 (論文試験) を、警察官 B (男性) については、文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述式による筆記試験 (作文試験) を行う。

試験の方法	口述試験	人柄、性向等について個別面接による試験を行う。
適性検査	適性検査	素質及び性格について質問紙法及び作業検査法による検査を行う。
体格・体力検査	体格・体力検査	職務遂行上必要な体格及び体力について、検査を行う。 なお、その合格基準は、別表のとおりとするが、身長、胸囲、体重、視力及び色覚検査は、身体検査に含める。
身体検査	身体検査	健康状態について医学的検査及びこれに付随するその他の検査を行う。

3 受験資格等の調査

受験資格の有無及び受験申込書記載事項の真否等について調査を行う。

六 試験の期日及び場所

1 第一次試験

期 日	平成二十一年三月十四日 (土曜日)
試 験 場	千葉運転免許センター (千葉市美浜区浜田二丁目一番) 流山運転免許センター (流山市前ヶ崎二一七番地) 千葉県警察学校 (東金市土農田二八番地一)

受験申込みの状況等により、これらの試験場以外の千葉県内の会場を試験場とすることがある。

備考 試験場は、千葉県警察本部が指定する。

2 第二次試験

平成二十一年四月中旬に行う。

なお、第二次試験の期日及び場所等の詳細については、第一次試験合格者に書面により通知する。

合格者の決定及び発表

1 第一次試験合格者

第一次試験の結果に基づき試験職種ごとに合格者を決定し、平成二十一年三月三十

<p>一日(火曜日)(予定)に千葉県庁及び千葉県警察本部の掲示板にその受験番号を発表する。</p> <p>なお、合格者には書面により通知する。</p> <p>2 最終合格者</p> <p>第二次試験の結果に基づき試験職種ごとに最終合格者を決定し、平成二十一年五月下旬から六月上旬までに千葉県庁及び千葉県警察本部の掲示板にその受験番号を発表する。</p> <p>なお、可否の結果について書面により本人に通知する。</p>	<p>八 採用候補者名簿の作成及び採用方法</p> <p>1 最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に高点順に登載する。</p> <p>なお、採用候補者名簿は、当該採用候補者名簿が確定した後一年以上を経過した場合には失効させる。</p> <p>2 採用者は、千葉県警察本部長からの請求に応じて高点順に提示した者のうちから決定される。</p> <p>なお、採用は、平成二十一年七月一日以降の予定である。</p>	<p>九 受験手続</p> <p>1 受験申込用紙の請求先及び受験申込書の提出先</p> <p>千葉県警察本部警務部警務課(千葉市中央区市場町一番二号)並びに千葉県内の各警察署、交番及び駐在所</p> <p>2 受付期間</p> <p>平成二十一年二月六日(金曜日)から二十三日(月曜日)までとする。ただし、郵送の場合は平成二十一年二月二十三日までの消印のあるもの、インターネットによる申込みの場合は同月十九日までに受信したものに限り受け付ける。</p>	<p>十 その他</p> <p>1 受験申込用紙の請求、受験の問い合わせ等を郵便によって行う場合には、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。</p> <p>2 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので参照すること。</p>	<p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td>検査項目</td> <td>基</td> <td>準</td> </tr> <tr> <td>身長</td> <td>おおむね一六〇センチメートル以上であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>胸囲</td> <td>おおむね七八センチメートル以上であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体重</td> <td>おおむね四七キログラム以上であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>視力</td> <td>両眼とも裸眼視力が〇・六以上であること又は両眼とも矯正視力が一・〇以上であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>色覚</td> <td>職務遂行上支障がないこと。</td> <td></td> </tr> </table>	検査項目	基	準	身長	おおむね一六〇センチメートル以上であること。		胸囲	おおむね七八センチメートル以上であること。		体重	おおむね四七キログラム以上であること。		視力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上であること又は両眼とも矯正視力が一・〇以上であること。		色覚	職務遂行上支障がないこと。	
検査項目	基	準																				
身長	おおむね一六〇センチメートル以上であること。																					
胸囲	おおむね七八センチメートル以上であること。																					
体重	おおむね四七キログラム以上であること。																					
視力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上であること又は両眼とも矯正視力が一・〇以上であること。																					
色覚	職務遂行上支障がないこと。																					
<table border="1"> <tr> <td>関節及び五指の運動</td> <td rowspan="3">職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。</td> </tr> <tr> <td>腕立て伏せ</td> </tr> <tr> <td>反復横跳び</td> </tr> <tr> <td>垂直跳び</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>握力</td> </tr> </table>	関節及び五指の運動	職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。	腕立て伏せ	反復横跳び	垂直跳び		握力	<p>発行・発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千葉県 〇四三(二二三)二二五二</p> <p>定期購読申し込み先 〇四三(二二三)二六五八</p> <p>一部売り申し込み先</p>														
関節及び五指の運動	職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。																					
腕立て伏せ																						
反復横跳び																						
垂直跳び																						
握力																						

購読料 月決め 一部一箇月二、〇〇〇円(送料を含む。)

本号 一部 四二円

発行・発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千葉県 〇四三(二二三)二二五二

定期購読申し込み先 〇四三(二二三)二六五八

一部売り申し込み先